

昭和二十七年五月十七日（土曜日）

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 前田 正男君

理事 志田 義信君 理事 多田 勇君

理事 永井 英修君

岩川 與助君

岡田 安正君

福井 勇君

瀧 通義君

風早 八十二君

委員外の出席者

参考人（日本
綿糸輸出協
会常務理事）

参考人（日本
商工会議所
調査部長）

参考人（経済団
体連合理事）

参考人（日本化
学工業協会）

専門員 岡田 安三郎君

専門員 圓地 興四郎君

専門員 菅田 清治郎君

五月十二日

鉄鋼労働者の加配米等に関する陳情
書（日本鉄鋼産業労働組合連合会中
央執行委員長森田清市郎）（第一八〇
号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

事業者団体の一部を改正する法律
案（内閣提出第一六七号）

○前田委員長 これより会議を開きま
す。

本日は事業者団体の一部を改正す

る法律案を議題といたし、参考人より
意見を聴取いたします。

この際、参考人の各位に一言あいさ
つを申し上げます。本日は御多忙中
にもかかわらず、本委員会のためにわ
ざ御出席いただきまして、ことを厚く
御礼申し上げます。ただいま本委員会
におきまして事業者団体の一部を改
正する法律案を審議いたしております
が、その審査の慎重を期するために、
それ／＼の部門の立場から御意見を拜
聴いたし、本法律案審議の参考にいた
したいと存じておりますので、参考人
各位にはそれ／＼の立場から、十分御
意見を開陳くださいますようお願い申
し上げる次第であります。

それでは参考人より参考意見を聴取
いたしますのでありますが、各参考人に
対する質疑は、まず参考人より参考意
見を聴取いたし、その都度これをお許
ししたいと思っております。なお参考人の
発言順序につきましては、委員長に御
一任願いたいと思っております。

それではまず日本化学工業協会会長
安三郎君からお願ひいたします。

○原参考人 今御指名を受けました原
安三郎でございます。

事業者団体の一部を改正する法律案
がございまして、ほんとうは独禁法
と一緒に話をすることがよろしいが、
このお示し願った参考人として意見を
述べます点は、大體主として事業者団
体の改正でございますからその方か
ら申し上げて、独禁法の問題に触れる
ことがあるかもしれません。実はもう

ちようどかれこれ十箇月前に、この問
題で、内閣に政令の諮問をする委員会
ができておまして、この諮問を受け
たりで、経済法規十三を討議したこ
とがあります。すなわち占領軍がいら
う示されたデイレクティブまた
はモランダムから出ました経済法規
を、昨年、日本の現段階においていか
に修正したがいかにという問題を協議
し合つたときに、経済法規だけは私が
引受けましたので、そのときを思い起
さして、ここに記録の簡単なものが
ございまして、それを申し上げます
と思ひます。

まずその方から申し上げますと。あ
の当時の段階では独禁法の改正と連関
しておりました。元來独禁法そのも
のが制定されたというところが、占領軍
が参りまして一番問題になつたのは、
財閥の解体と経済の民主化であつたわ
けです。そして財閥解体と経済民主化
という二つの大きな線が独禁法に盛ら
れておつたわけですね。それがたしか二
十二年の四月だつたと思ひます。そ
れから一年四箇月たつた二十三年七月
に、この事業者団体の一部を改正する
法律案が現れて来たわけですね。それ
が、独禁法に規定されているものをも
つと強く補充するといふ形がとられて
おるのである。実はもし事業者団体の
一部を改正する法律案と同時に制定さ
れたら、独禁法の施行法であるべき
はずであるのに、単独法として一年四
箇月たつて現れたので、これにはど
うも錯覚があつて出たのではないかと

思ふ。戦時中にいろいろの統制団体が
できた。そのできた団体がまだ温存さ
れて、何らか日本の財界が、従来の統
制または規制問題を各業種別にやつて
いはいないかという感じを、この独禁
法が出た当時から持つていたのが、一
年半もたつてまだ調査ができていない
と見えて、その温存団体をなくしよう、あ
るいは新しいそういう種類のものが起
きてはならないという点から、こうい
う強い施行法ともいふべきものが、單
独法となつて現れて来たのではない
かと思ひます。すなわち独禁法より
もつと補充した、実行範囲をきゆう
くつにした、団体を規制する法律がこ
れであつたのです。それで独禁法その
ものがもうすでに財閥解体という目的
を達しました。これは昨年の八月ごろ
にそういう情勢を呈しておりました。
そうしてまた経済民主化という線だけ
は、なるほどまだ残しておいていい
かもしれぬ、こう思われますから、そ
の当時は独禁法は一部修正して——一
部修正どころではない、精神的には大
きな修正でありました。一部修正でな
い、事業者団体の一部を改正するとい
ふこと、事業者団体の一部を改正する
止した方がよいといふふうに考へて、
それが政令諮問委員会の答申になつて
おりました。でありますから、それか
ら約十箇月経た今日では、まず／＼こ
の事業者団体の必要はなくなつてお
るわけですね。ただそのとき單純に事業
者団体の一部を改正してしまふよりは、事
業者団体の一部の中に盛り込まれてお
る一、二点は、なるほど独禁法にもない

ものがあります。独禁法の第二章の四
條から六條までが、大體団体に關する
規制問題が規定されております。か
ら、そのうちの條項のいづれかに盛る
か、または新條項を置くか、それによ
つて事業者団体の一部を改正してほ
しいということがそのときの答申であ
りました。十箇月たつたこのごろでは、
まず／＼その点ではそういう感覚を強
くしておりますから、修正案が出た
ことは、實際は意外に思つておりま
す。そのときから私はあの法律は廃止
されるべきだと思つておりますから、
約十箇月の間、頭をからつぽにして何
も考へていなかったのですが、今度こ
の委員会からの御命令で、参考人とし
て出ろといふことでありましたが、
私は昨夜から古いそのときの書類を持
ち出してここに参つたのであります。
そういうことで、政令諮問委員会
で廃止論といふことになつておりま
す。廃止論の点から申しますと、本日
の修正論については非常な逆コースを
とることに相なりますが、しかし一應
本修正案についての意見を述べるとい
うことも——このままで大勢の皆さん
の御意見をお伺いになつてから固めて
お出しになることであるから、修正
正されるとしても、少くともこういう
程度の修正をしてほしいといふ点を申
し上げたい、こう思ひます。

本法は十九條ありまして、そのうち
一條から六條までが大體な修正をする
問題で、あとは法律の適用を受けな
い団体の名前を掲げたり、または罰則

う程度でよろしいのではないか、わずかに六号だけを削つたというの、現段階に合わない修正でなからうか、こ

ういうふうな考へております。

以上主として私は第五條のことを申し上げましたが、やはり連関性のあることとして第六條の方の、「この法律の規定は、左に掲げる団体に対しては、これを適用しない。但し第三條の規定は、この限りではない。」これは当然あつてよろしいと思うのですが、「但し、第三條の規定は、この限りではない。」というこの條項は、むしろこれに限定を加えたおそれがありますから、この政府原案はむしろ但書以下を削つてほしいような気がいたします。大体第六條まで見ましたので、私としてはこれをもつてこの法律案に対する私の意見としてお聞きを願いたいと思いま

す。

○前田委員長 それでは原参考人に対する質疑を行いたいと思ひます。多田

君。

○多田委員 お忙しいところおいでいただきまして、種々有益な御意見をお聞かせくださいまして御礼申し上げます。ただいまのお話で、政令諮問委員会

でこれに關して答申をされたように私は聞きますが、この事業者団体法廃止の場合に独禁法に於けるものはどう

いうものでありますか。また大体どの程度のものの中に入れておるべきであ

るかというところをお尋ねいたします。

○原参考人 その場合私考えますのは、営利事業をやつていないものに対

する規制は独禁法の中に入らないです。獨禁法は大体営利事業を主としておる

業者、生産業者を割合に押しつけておる規定なのですが、これを要するに製造業者を規制することが主で、その他有価証券の保持とかいろいろあります

が、今申し上げたような営利を目的としていない団体に対する何らの規制はないのですから、第二章の中にその意味のものを加える。事業者団体法だけにあつて獨禁法に漏れておるじやないかというものを加えたらどうか。元來が政令諮問委員会の方はこまかい條文の取扱いはいたしませんで、精神だけを伝えたいわけでありまして、第何條ということはありませうけれども、今申しましたような趣旨のものをいれ

て、そのかわりに事業者団体法を廃止する。事業者団体法を置いておくら

それだけを入れるということはおもしろくないと考へております。

○多田委員 当委員会の事業者団体法

に關する小委員会が一つの提案をまとめたのであります。それは今原さんの

お話の通りに、団体法を廃止したい

という建前で、いろいろ諸般の情勢を

検討して、ざつとばらんに申し上げま

すと、この修正によつて団体法がある

程度骨抜きにしたいという考えから一

応まとめたようなわけでありまして。政

府の改正案のほかに小委員会の修正案

をお手元に差上げてあることと思ひま

すが、もしごらんになりましたら、た

だいまお話のような趣旨が、この小委

員会の修正案で大体達成できると思

ひますので、その辺の御見解を承りたい

と思ひます。

○原参考人 一応拝見いたしました

が、私はあの許容活動に關するものは

けつこうでございまして、第五條の禁

止行為のごときは、もう少し私の申し

上げたような線に進んでいただくことを希望しております。私は非常に範圍を限定いたしております。営利關係に少しも觸れてないようなものは全部削る方針をとりまして、私たちの希望からいへばまだ少し強く出てほしいと希望しております。

○前田委員長 私からお聞きいたしますが、先ほどの政令諮問委員会の案は、政府に答申されております。政府とい

たしましてはそれをどういうふうに取り扱つか、もしお聞き及びでありまし

たらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○原参考人 政府は何らそれに対する

正式の返事はいたしませんでした。そ

の當時のわれ／＼の事務局長というの

は岡崎官房長官でしたが、われ／＼が

質問するのと返事をする程度であつた。

これに対しては正式に返事がありまし

た。そのときに別に簡単な研究会を設

けて審議しました。その結果事業者団

体法は全面的に廃止ということであつ

たが、どうもそれはその筋によつて

てみるとどうも行きそりない空気が

あつたから、これは修正で行きまし

ようという話であつた。その修正の内容

は知られておりません。ところが新聞

などにたび／＼出ました。しかし私た

ちは全面廃止ということですから、そ

の一部が残るとか残らないとか――き

よりもここに出るのも、もう済んでし

まつたことで、われ／＼の感情を整理

してしまつておるものを、もう一回ひ

つくり返して、古新聞を読むような氣

がしてならない。そういう關係ですか

ら、新聞記事などは全然眼中になかつ

たわけですから。それから直接ではなかつ

たのですが、政府を脅したばかりで

なく、私はその筋の方面にも、あらゆる

手段でぶつかりました。これはもつと詳しいことがありますが、ちよつと御説明をはばかりますからこの程度で……。

○前田委員長 ほかに御質疑はありますか。――それでは原参考人に対する質疑をこれで終ります。どうもありがとうございました。

次に経済団体連合会理事仲矢君から御意見を伺いたいと思ひます。仲矢参

考人。

○仲矢参考人 この問題につきまして、私の方といたしまして、この事業者団体法が成立して以後、たび／＼改正要望意見を申し上げ、事業者団体法の改正に關する要望調査というやうなものを昨年の初めごろとりまとめて、この資料を当委員会の委員の方々、その他關係方面の方に差上げてございま

す。それから先ほど原さんからもお話がありまして、占領後の経済法規の全般的な問題についての逐條的な改正要望意見を具体的にとりまとめたものを、昨年であつたと思ひますが、同じ

よう、に当委員会の委員の方々、その他關係方面に差上げてございまして、從つ

て今原さんからもお話がありました。文書

の形で逐條的にも詳しくまとめて差上げてございまして、私はこ

こで一々の條文についての御意見を申し上げることを省略していただき、

ただ今度問題になつております事業者団体法の改正要望意見の骨子だけにつ

いての簡単な意見を申し述べたいと思

ひます。

先ほど原さんからもお話がございま

したが、この事業者団体法は、よく一

般には獨禁法の補完法というふうな言

葉を使つて説明されておりますし、ま

た事実そういう面もございまして、私

は獨禁法に対する補完法というより

も、むしろ獨禁法を土台としてその上

にいろいろの制限を積み重ねて行つ

た、いわば擴大再生産法であるとい

うことを申し述べておるのであります

が、私はそういうふうな解釈をして

ます。特にこの法律の目的は、いろ

いろ／＼たつてはございまして、終局

の目的は結局団体の活動を規制する点にあるのであります。その規制する要

点が大體四條と五條になつてございま

す。五條の第一項の一号から八号ま

規定が入つておるのでございます。そのういう意味におきまして、この団体法は禁止規定として明記された事項以外に、法文の上に表わされてない禁止規定があるという点で特色を持つてゐるわけでありまして、そういう禁止規定として明記されてないものを含めて要約いたしますと、第五條第一項の一号から八号までは独禁法の違つた形における再現であり、九号から十八号、それから第四條許可事項の範囲を越える事項が、独禁法に対するこぶつきの部分に当るわけでありまして、ところが大体先ほど原さんのお話もありましたが、あとのこぶつきの部分は、本来取締る必要のないものが相当部分入つてゐるわけでございます、かりにその部分のものを除きますと、ほんとうに問題になるのは第一号から第八号までの規定でありまして、そうしますとこの第一号から第八号までの規定は、大体において独禁法によつて取締れる性質のものでございます。こゝういふ意味でかね／＼私は団体法は禁止すべきものであるということを主張して参つたわけでありまして、今度の改正案を拜見いたしますと、大体におきまして独禁法に対するこぶつきの部分の中で、わが国の経済の实情に即しないもの、あるいは本来取締る必要のないものを削ろうとしておる点がねらいであるというふうに見受けられるわけがあります。この点は従来産業界、経済界から要望して参りました点と一致しておりますので、改正案の根本の方針には私は賛成でございます。さらにこのねらいは、大体二つになつておるやうに拜見いたします。一つは団体法で取締るの対象とする事業者団体の範

囲を縮小するということ。もう一つは、事業者団体の合法的な活動範囲を擴大する、こゝういふ二点に要約することができると思ひます。先ほど申しましたように、逐條的な意見は省略いたしますが、改正の要点は第二條の改正と第四條、第五條の改正だと思ひますので、その三つの点につきまして意見を申し述べたいと思ひます。

第二條の事業者団体の定義の改正によりまして、取締りの対象になるものの中から、会社その他の——これは公正取引委員会の案におきまして、本小委員会の案においても、会社その他の協同企業体をこゝから削除するといふことがいわれておりますし、さらに小委員会の案では、公取の案以外に、共通利益の増進を主たる目的としないうになつておるやうであります。この中で、主たる目的としないう、たとえば公益法人などは必ずしもやうな点は重要でございますが、むしろ決定的に重要な点は、両方共通しております会社その他共同企業体の適用からは、必ずしもやうな点であると思ひますが、この点は、従来は二つ以上の企業が共同出資して新会社なり新しい組合をつくつて共同事業を行つたとしても、会社自体あるいは組合自体が、事業者団体法にいう事業者団体として取扱われ、従つてその活動範囲も、第四條の許可活動の範囲以上の行為はできないで、従つて許可活動に限定されたわけ、購買、販売、生産あるいは荷役、保管、輸送といったやうな營業に従事することはもちろんのこと、その他どういふ種類のものでもあつて、營業用の施設、株式あるいは社債を所有

することすらできなかったわけでありまして、従つてこれは法律効果の上からいへば、事実上本来の意味の一切の共同企業体といふものが、原則的に法律の上で否定されてゐたといふことであつたわけでありまして、今度の改正によりましてこの制限が解かれることになりまして、資材の共同購入会社あるいは共同修理会社といったやうなもの、あるいは今方々で問題になつております共同自家発電会社といふやうな問題が、会社形態あるいは共同企業体をとる限りは自由になるわけでありまして、この点は一つの大きな改善であると思つております。

それから第四條の改正の点についてであります。従来は、先ほど申しましたやうに、第五條の禁止行為はもろ／＼のこと、たゞし禁止行為として列挙されてないものでも、許可活動として明記されてないものは、大体事実上一切禁止されておつたために、禁止行為と明記されたもの以外に、かなり多くの禁止事項が法文の表面から隠れてゐたわけでありまして、今までは一方で禁止し、一方で許可するといふやうになつておりましたが、——これはちよつと脱線と思ひますが、——これはちよつと第五條よりも第四條の許可事項に關する規定の方が、より嚴重な禁止規定であつたと私は解釈しておつたのであります。と申しますのは、第五條の禁止規定といふものは、形式的にはそうではございませんが、事実上は例示的な規定になつておる。と申しますのは、許可事項以外のことは一切できないといふのでありまして、この條文一項あれば、ほとんどそれ以外のことはできないわけでありまして、形式的には許可事項に關する規定であります。が、實質的にはこれの方が嚴重な禁止規定であつたと私は解釈しております。そういふことであつたものを、今度はこの第四條の許可活動に關する規定を例示規定に改めまして、さらに公正取引委員会の認可事項といふものを削りまして、たゞし、この事業者団体法が、この一点で決定的な面目を一変してしまふことになつてゐるやうに拜見いたします。従ひまして、私は今度の改正法の中で、むしろ形式的にいへば、第四條の改正の方が決定的な重要性を持つておると思ひます。もちろん内容的には第五條の禁止事項の緩和が實質的な効果を持つものであるが、形の上ではそういうことになつてゐると思ひます。ところで、今度の改正によりまして、第五條で禁止行為で規定されました特定の事項を明瞭に列記しまして、それ以外のことににつきましては、法律上の行動の自由を事業者団体に與へておるわけでありまして、私は法律の方は全然しやうとでありますが、常識論であります。本来第四條の許可活動に關する規定は、もはや削除すべきであつたと思ひます。しかしこれはいろいろ／＼ないきさつを伺つておりますと、そゝういふやうにわれ／＼が簡單に要望するやうなわけには運べなかつたといふことは、よく存じておりますが、本来ならばそゝうであつたと思ひますが、しかしかりに第四條が残つたといふにしても、事業者団体法は、大体こゝういふことをやるべきものだといふことを教訓し、あるいは教育し、ないしは希望しておるという事項にすぎないので、いわば教訓規定としての意味しかないもので、以前のような

禁止規定——以前は第四條の許可活動がむしろ禁止規定であつたと申しましたが、今回はそれが禁止的な規定でなく、單に教訓的な規定になりますので、今後は禁止規定の効果はなくなつて、實質的には無害なものとしてその氣にとめることはないのであります。が、ただこゝでこまかいことかもしれませんが、ちよつと氣になる点は、改正法の第四條に、旧法第四條の禁止的な規定の残滓がいくらか残つておるやうなことでありまして、一例を申し上げますと、第四條の第一項の第一号であります。「統計資料の自由意思による提供を受けること及び特定の事業者の事業に關する情報又は状態を明示することなくその資料を總括して公刊すること」この文句は、公正取引委員会の案においても、小委員会の案においても、そのまま残つておるやうでございます。このうちで「特定の事業者の事業に關する情報又は状態を明示することなく」といふ一つの制限的な文章が入つておるわけでありまして、これはややもすると、必ずしも法律専門家はかりでないで、禁止的で、結局明示してはいけないのだといふやうに解釈されるおそれがあります。そうなりますと、今後統計法なんかで、事業者団体などが相當統計關係についての活動をしなければならぬが、この文句があるから、たとえば八幡が何トン生産するか、富士が何トン生産するか、明示されるおそれがあるかと思ひます。これはおそれなく、団体法一般に統計その他の資料を公表する場合に、特定の会社名とか、工場名を隠して、總計だけを發表すべきもので

日本がそのいずれを今後とつて行くべきかという点は、今後の独禁法との關係その他について、非常に重要な國家の政策としてこの問題を解決しない限り、今後の經濟政策は大部分がこれにひつかかつて来るのではないかと私は考えております。たとえば今のように員外統制をすべきかすべからざるかというような点につきましては、國家としての政策、態度を確定する。これは單に法律技術上の問題では解決つかなないのであります、國の經濟政策とし

てどうするのが最も適当であるか。しかしこれは、また単に国内的な意味だけではなしに、国際的な意味においてのその国家としてのカルテル政策をどうするべきかという点が、むしろ今後に残された大きな問題ではないかと思ふ次第でありまして、近く独禁法を改正するというような機運が必ず起ると思ふますが、その場合に、そのいづれの政策をとろうとするかという重要な点について、国会方面におきましても十分御検討をいただきたい、こういうふうにも思ふ次第であります。

○前田委員長 それでは仲矢参考人に對する質疑を行います。

○風早委員 ちよつと仲矢参考人にお尋ね申し上げたいのですが、最後に御指摘になりました点はわれ／＼もまた同感でありまして、やはりカルテルに對して根本的にどういう態度をとるのが日本の経済発展にとつてよろしいかという問題に帰着するのであつて、これを／＼／＼してまいりますと、いくらこの法案の條文をいじくつてみても問題が解決しない。そこでこの際参考人にお尋ねしたいのでありますが、経団連としては率直に言つて、カルテルに對してはその三つのうちいづれをとられるか。あるいは経団連の御意見が問題だとすれば、あなた御自身の御意見でもよいですが、参考のためにこの際お述べ願えれば幸いと思ひます。

○仲矢参考人 経団連の意見を述べたために参上いたしましたので、私はここで個人的な意見を申し述べてもあまり価値はないと思ひます。ただ少くともこういうことは言えるかと思ひます。終戦後のアメリカの占領政策として、独禁法を日本にこしらへたといふ

点で、アメリカの場合に独禁法が適当であつたから日本の場合にも独禁法が適当であるというふうに考えたところが間違つておつたと私は思ひます。従いまして今後この団体法——きよよりは団体法の問題であります、団体法に關する限りは、先ほど来申し述べたように、独禁法で十分取締りができているのであるから団体法は惡法であるといふことだけは、私は個人的にもそう思つております。ただ今後のカルテル政策をどうするかというところは、私自身でも十分の成案がございせん。しかしただ少くともカルテルを絶対的に禁止するという政策では、今後の日本経済は——カルテルという場合がいろいろ問題になりまして、これは言葉の使い方が悪いかもしれませんが、カルテルを絶対に禁止するというアメリカ的政策では、今後の日本経済はおそらく立つて行けないだらうといふことだけはお答えできるかと思ひます。

○風早委員 今の御意見の中には、相対的な客観的な見通しが含まれておると思ひますが、その点で今占領といふことは一応講和発効で形式上終了したとはいひながら、實際は対日政策はことさらに強化されて行くといふことは見るわけでありまして、そういう前提と、もう一つ、その場合において今後の対日政策といふものは、單に経済政策といわず全体的に日本の官僚統制といふような方向に打出されはしないか、私どもは一応そう見ておるわけでありまして、また半面から見ますと、政

党といふようなものの役割も、事實上非常に問題にならないものになつて来る。今の内閣を見ましても、また内閣

の改造の方法を見ましてもうかがわれますが、これはむしろ相当エキスパー的な官僚といふものが主たる勢力になつて来る、またそれでなければアメリカの都合が悪いというふうな面が、これから次々に出て来るのではないかと私どもは見ざるわけです。この見方がどうだといふようなことについてはいろいろ御議論もありまして、従つてこの強制的カルテルというふうな面が相當出て来はしないかといふことも考えられるわけですが、そういう点について客観的な見通しの問題として、あなたの御意見と一致しておるかどうか知りませんが、なお一言御意見を承りたいと思ひます。

○仲矢参考人 強制カルテルの問題とはちよつとはずれるかもしれませんが、ただいま官僚統制の話が出ました、一方の役所の方から業界に對して、たとえば生産制限をせよ、あるいは価格協定をせよといふことを命令するといふ形態は、私は絶対にいけないと思ひます。従いましてたといふ一定の條件のもとで統制をしなければならぬような事態になつて来まして、やはり業界の申請——それは業界だけでか

つてにはできないといひました、少くとも業界から、こういう状況であるから生産協定をいたしたいといふような申請を主務官庁に出しまして、そのうして主務官庁がそれを認可するといふ形態の一種の段階になりますと、もう戦前のいわゆるカルテルというふうな言葉をそのまま使うことは不適当だと思ひますが、そういう形態になれば、強制カルテルとかあるいは官統制とかいつたような弊害は防止できるのではないか、こういうふうな考へて

○風早委員 同じ問題であります、今日日本が實質上たどりつた方向といふものは、かつての戦時経済的な方向に向つておはしないか、こう考へるわけでありまして、こういうふうな簡単に申しませんが、やはり見通しとしては、この問題をどういふふうに考へておかなければならぬのではないかと、そういう意味では私は一応強制カルテルといふことを言つたわけですが、カルテルに對する概念は、やはり戦前とは事情が違ひ、その法制内容が違ひますから、これは同じとは言えないかもしれませんが、やはり大きな性格として三つをあげられた場合において、いわゆる第二の点が相當出て来はしないか、こう考へるものでありまして、政令諮問委員会の答申に對する政府のあいまいな態度、また依然として外国権力に非常な気がねをしておる態度は、ただ單なる気がねではなくして、やはりその実態があるのではないかといふ見方も一つあると思ひます。それらを考慮してお聞きしておるのでありまして、それらの点についてどうお考えでござい

ますか。

○仲矢参考人 その点まで問題が伸びますと、本日の委員会の問題から離れて来ると思ひますので、もうこのあたりでござんせん願ひたいと思ひます。

○風早委員 カルテルに對する問題は、カルテルに對する政府の根本的な態度がやはり先決であるという意味のことをあなたがおっしゃったので、私は当然そこからそういう問題が考へられておるものと思ひわけでありまして、それでお伺ひしたいのでありますから、別に本日の論議から離れてい

ころではなく、これはむしろ来るべき独禁法の問題にも關連してゐると思ひますので、この際明確にしておかねばならぬ根本問題だと思ひます。そういう意味で、今日は幸ひにして経団連の理事たる仲矢君の御來場がありましたから御意見を伺ひたいというわけであり

○仲矢参考人 私はその点を風早先生にお尋ねしたのだといふことを先ほど申し述べたのでありまして、私の考へる点を申したのでなく、風早先生その他の委員の方々に十分御検討願ひたいと思つております。ごかんべんを願ひます。

○前田委員長 ちよつと仲矢さんにお伺ひいたしますが、経団連にいたしましては、事業者団体法を廃止してくれといふようなことを決議されたことがありなすか、どうですか。

○仲矢参考人 これはたび／＼やつておりますので一々覚えておりませんが、決議しております。改正の決議はいたしておりますが、廃止としての決議の形はとっておりません。なぜそういうことにならぬかと申しますと、率直に申しますと言いくたびれたわけですが、何度やつてみてもしょうがないといふので、ちよつとあきらめたかつこうでありまして、さすがにあきらめ切れない点を先ほど来申し述べましたような要望書として原さんのところにお出しして十分おくみとり願つておりますし、文書なかでもたび／＼やつておりますが、まだそのあきらめ切れない部分が残つておるわけであり

らう方がいいのですか、修正してもらつた方がいいのですか。

○仲矢参事人 これは結局先ほど申しましたように、事業者団体法そのものの将来をどう考えるかということによつて相当違つて参りますが、端的に申しますれば、あらゆる條件を無視して希望だけを申し述べれば、もちろん廃止してもらいたい。しかし客観的な情勢の問題その他タイミングの問題がありまして、これを廃止することになれば、おそらく独禁法と無関係には廃止はできないと思ひます。ところがこの国会には独禁法の改正意見がまだ出されておられませんので、これを廃止することになれば独禁法と両々相まつて進まなければならぬので、まあまあこの程度の改正案でつこうじやないかというふうに大体皆さん考えておられるようでございます。

○前田委員長 よくわかりました。ただ最後にお話の独禁法のことについては、実は私どもの委員会に一部改正の法律案が出ておまして、この機会に改正案を修正するような可能性も場合によつてはできるわけですが、皆さんの御意見を聞いてからにいたしたいと思つております。ほかに御質問ありませんか。——それでは仲矢さんに対する質疑はこれで打ち切ります。どうもありがとうございました。

次に日本商工会議所調査部長高瀬千波君の御意見を伺いたいと思ひます。○高瀬参事人 商工会議所の高瀬でございます。事業者団体法の改正につきましては、商工会議所としても数回にわたつて意見を出しておりますが、その大体的方向としては経団連と同じであります。事業者団体法の意義とい

うものは、独占禁止法をもつて大体達成し得るものである。もし独占禁止法でもつて足りない部分は、事業者団体法の内容をそれに收容することによつて廃止すべきである。そういう意見を

出しております。ただ実際上すぐに廃止するということは、従来の占領下にありまして時代はもうらん、現在になりましても早急にはむずかしいかと思ひますので、具体的な改正案もやはり同時に提出してあるわけでありまして、大体的方針としては、事業者団体法の中におきまして、独占禁止政策と無関係な規定が相当入つておりますから、こういうものは削除して、なおあいまいな点等もございまして、それを明確にすることが必要である。いづれにしても反独占政策と無関係なものは除去して、独占禁止法との均衡を保つようになければならぬ、こういう意見であります。従つて今回提出された政府案につきましては、もちろん方向としては非常に賛成するものであります。この政府案と小委員会案との関係は実は私よく存じませんが、一応両方拝見いたしましたので、それについての意見を順次申し上げることにいたします。

第一の規制対象であります。これは今回の改正案は非常にけつこうだと思ひます。ただ私どももいたしましては、この規制対象というものは、本来の同業者の団体だけに限定してほしい。そして会社、組合その他営利を目的とする団体及び異種の事業団体は除外する方がよろしいという意見であります。この改正案におきましては、異種の事業者の団体を除外するということころまで行つておりませんが、この点は

やや遺憾に感じておるわけでありまして、それは結局あとで申し上げますけれども、商工会議所のような異種の団体を統括する地域的の組合団体、かつ非常に性格の明らかなものは、適用を除外すべきであるという意見を従来から持つておるのでございます。

次に第三條の届出についての義務でございますが、この届出の義務を現行法では、若干の例外はありますが、適用除外団体に対しても命じておるわけですが、しかし適用除外団体に対して届出義務を課するということは、非常に煩雜でありますし、これは廃止してもよろしいのではないかと。政府案の方にはございませんが、小委員会案ではそういうことになつております。六條の一項の改正におきましてそれが入つておりますが、その方が非常にけつこうだと思つております。

次に許容活動、これは例示にして範圍を明確にするということには非常にけつこうでありますから、この改正は大體において適當であると思ひます。むしろ例示規定でありますから廃止した方がよろしいのですが、従来からの關係によりまして第四條を廃止することができないとすれば、こういうふうにして例示ということを明らかにし、その範圍を明確にする方がよろしいと思ひます。ただその中におきまして、こまかい点になりますが、第四條第一項の二、三号におきまして、それと情報公開すること、あるいは公開的かつ無差別的な條件で利用させることというふうなことが書いてあります。この公刊あるいは公開という字句、要件はいらないと思ひます。なおこれは改正案に入つておること

でありますけれども、紛争仲裁の場合に、従来は外国の事業者との間の紛争を仲裁し、または解決するということがけつこうになつておりました。これは商工会議所で仲裁の仕事をやつておりましたけれども、実際の問題として、外国の事業者との紛争の場合には、当然内国の事業者との間の紛争にも関連するわけでありまして、これを認めさせませんから、こういうふうな改正していただくことは非常にけつこうだと思ひます。

次に第五條であります。先ほど申し上げました通りに、大體禁止行為については、反独占政策に直接關係のない行為は全部除外していただきたいと思つておるわけでありまして、もちろん今回の改正はその方向に進んでおるわけでありまして、適當であると思ひますが、なお簡単に各号について申し上げます。

第一号は、政府の原案には改正がございませんが、前段の方の統制の場合に統制に着手すること、それから後段の方で政府の統制に対して協力するといふことは別に実害がないわけでありまして、これは禁止行為から除外してよろしいと思ひます。小委員会案の方では罰金の原案をつくること、あるいは計画の作成をすることを禁止行為から除外しておりますので、その方がよろしいと思ひます。

の方ではそういう條件が加わつております。これもその方がけつこうだと思ひます。

第三号の取引の不当拘束、これにつきましては拘束するおそれがある場合にもこれを禁止する規定になつておりますけれども、これは実害がないわけでありまして、また明確でありませんから、そういう漠然たることはやめまして、おそれある行為というところは禁止行為から除外すべきであります。これも小委員会案ではけつこうなつております。

第六号は特定の事業者を推薦あるいは排斥するといふ條項であります。この意味はたとえばホイット・リスト、ブラック・リストというものをつくりますと、ある商店に対するポイントをするといふようなことをさしてゐると思ひますが、この文言ではその点が非常に漠然としておりまして、広義に解釈されるおそれがある。たとえば商工会議所などにおいてある業者を推薦し、表彰するといふことがありますが、それから取引の照会がありました場合に、この業者は信用確実な者であるから取引しても危険はないというふうなことを紹介することは当然必要なことでありまして、ことに海外の業者から照会があつたような場合には、そういうことをするのは当然の仕事でありますけれども、そういう表彰などをします場合に、それはおそれなく該当しないものであると信じておりますが、やもするとこの條項に該当するのではないかと、おそれがあるわけですが、ですからこれを、そういう意味であるかどうかといふことはつきりする必要があるわけでありまして、小委員会案の

案ではある程度それがはつきり出るようになつておつたと思ひますが、特定の事業者を不当に公認し、あるいは不当に排斥する表というふうな表現でありますから、ある程度明確になると思ひます。それは当然そうなるべきでありまして、結局営業妨害をしてはいかぬといふことに帰着するわけでありまして、それを明確にするべきであると考えております。

第八号につきましては、これは第一号ないし第七号に書いてあることを反復したものであつて不必要であると考えますので、削除すべしという意見を持つておるわけでありまして、これは小委員会案では「不当に」という字句を加えて、ある程度これを明確にしておると思ひます。

それから九号、十号、十二号、十四号、十五号、十六号の削除、これは会議所としてはその主張して来ていたところでありまして、九号と十三号を一併にするような改正案になつてゐるようでありまして、これは営利を目的とする事業を、事業者団体の性格からして禁止する規定になつておるのですが、これもそれが主たる目的でない限りは、ある程度事業をしてもさしつかえないといふふうに思ひます。これも小委員会案ではその方向に向つて修正されておると思ひます。

それから十七号、これも小委員会案で不当な手段といふことに改めておられて、これも適当であると思ひます。すべて大体的なところ、政府案よりは小委員会案の方がさらに一歩を進めておるようには思ひますから、そういう方向に向つて進んでいただくことがけっこうであると考えております。

次に適用除外団体のことであります。先ほど申しましたように、商工会議所の性格としましては、一種の事業者団体で地域的な結合団体であり、かつ公益事業団体としての明確な性格を持つております。ことに商工会議所法という単行法がございますので、これに基く団体は、事業者団体の適用を除外してほしいという意見を持つております。これはあるいは商工会議所法自身につきまして将来改正を加へ、その條項を加へるといふことも当然考えられるべきと思ひますが、そういう意見を従来持つておられますので、ぜひその方向に向つて進むようにおとりはからい願ひたいと思つております。

それから罰則のことですが、罰則の改正は載つておらないように思ひます。大抵事業者団体の第五條の禁止條項におきまして、実害を生ずるといふよりも、それを生ぜしめるおそれのある場合これを禁止するといふ、予防規定のような性格を多分に持つておるわけでありまして、それにつきましては、第八條によりまして、公正取引委員会が行爲のさしとめあるいは解散その他の排除措置を行うことが出来るわけでありまして、その排除措置だけにとどめてよろしいのではないかと、その公正取引委員会の排除措置あるいは審決に対して違反した場合に、初めて罰を科する、そういうところまで緩和してもよろしいのではないかと、独占禁止法についてもそう考へておるわけでありまして、独占禁止法としては、予防的な規定に違反した場合に、ただちに罰則に觸れるものとしませんで、それは一応排除措置をもつて足りる。その排除措置に對しましてさらに違反した場合には、これに對しまして罰則を科する、その程度まで緩和してしまふべきではないかといふふうに考へております。事業者団体の法においても、そういう改正が考へらるべきであるといふふうに思つております。

以上申し上げましたように事業者団体の法は、将来は廃止すべきであるといふ線は経団連と同じであります。ただ、この際どういふ改正案を出されまことは非常にけつこくでありまして、今申し述べましたごとく、政府案よりもさらにもう一歩進めて、條項を追加していただければなおけつこくである、そういうふうには考へる次第であります。どうぞよろしく願ひ申し上げます。

○前田委員長 それでは高瀬参考人に対する質疑を行いたいと思ひます。御意見がなければ高瀬参考人に対する御意見を聞くことは、これで打切りたいと思ひます。どうもありがとうございます。

次に日本棉糸布輸出協會常務理事小杉眞君の御意見を承ることにいたします。小杉参考人。

○小杉参考人 元來事業者団体の法といふ法律は、きわめて形式的、画一的な法律でありまして、このためにこの法律の規制対象である事業者団体は、單に事業者団体であるといふその一点によつて、独占禁止法の拘束以上の拘束を受けて、その正当な活動が制限されておるのであります。まさにこの理由のゆゑに、從來各方面から合理的な改正の必要が要望されてきたやうなわけでございますが、今回の改正措置によりまして、事業者団体の活動範囲が、從來に比して合理的にその拘束が緩和

せられようとしておりますので、この点われ／＼業界といたしましては賛成でございます。しかしなおこの法律の解釈、運用上の問題といたしまして、また将来の改正要點といたしまして、若干の意見あるいは希望がございますので、賛成の理由とともにあわせて公述いたしたいと存じます。

大抵この法律の構成要領と申しますか、組立て方を検討いたしますと、この法律によりまして、行為の主体が事業者の団体であつて、その行為の形態が列挙された禁止行為に該当する場合に、行為の意図あるいはその結果、影響といふものの、すなわち行為の実質面を検討することなくして、法違反として問ふことというものが建前になつておりますが、これが非常な特徴でありまして、先ほど形式的、画一的であるとして申し上げたゆゑなんでもございしますが、こういうような構造、こういうふうなつくり方の法律の場合には、行為の主体でありまところの事業者団体の範囲を、擴張的に規定するか、あるいは限定的に規定するかによりまして、また行為形態の規定に際してその実質を検討する余地を與えるやうな表現を使うか、使わないかによりまして、事業者団体に対する制限といふものは、反トラスト法上必要でかつ十分な正しい規制ともなる、あるいはまた公益保護上の必要範囲を逸脱して、苛酷な拘束ともなるものであるといふふうに考へるものでございまして、今回の改正によりまして、まず行為の主体の点についてはどうであるかといふことを考へますのに、從來に比しまして対象団体の範囲を縮小して、社團、財団あるいは組合の実質を備え

てゐるものであつて、営利を目的としないものを主たることを大體明らかにしてゐるようでありまして、この点営利、非営利を問はず、それから人格化されてゐるといふことを問はず、事業者の結合状態一切を拘束の対象としているのに比較いたしますと、事業者団体の範囲を不必要かつ擴張的に定めていたものを修正した点において、今回の改正は適切であると存じます。しかしながら改正後におきましても、この改正案は、政府の原案と委員会の案と二つあるようではございしますが、双方ともなお二つ以上の事業者の結合体あるいは連合体であつて、資本あるいは出資金を持たずに、商工業の事業を主として営まないもの、つまり非営利のものは、人格化されてゐないものを含めて、依然本法の対象になつておる。しかしながら、考へますのに、一個の行為主体にまで成熟してゐないもの、組織化されてゐないもの、人格化されてゐない協定状態あるいは結合状態をも、反復、継続して行われる限りにおいては、それを事業者団体であるといふ擬制のもとに本法の規制対象にするといふことは、大いに考へるものでございまして、これらにつきましては、協定の当事者であるところの各個の事業者を、独占禁止法の制限によつて規制されれば走るのでございまして、この点なお改正の必要があるものと信じます。

次に本法は事業者をおもな規制の対象といたします。独占禁止法の補完法として、それからまたいわゆる統制団体除去政策にのつとつて、事業者でない民間の団体が、当該業界に特異な支配力を持つてゐることにつきまして、これ

を自由競争市場に対する潜在的破壊力であるという認識に立つて規制しようとし、またさらにこれらの団体がカルテルに転化するのを防止しようとするのを目的としているようであります。こういう法律の趣旨からいいますならば、行為の主体である事業者の団体が、自由競争秩序を破壊する実力を持つていないとにかかわらず、この法律の用語に従いますれば、すなわち実体上の規模の大小ということとを考慮することなく、法律の対象とするというところは適切でないと思つております。すなわち当該取引分野における自由競争秩序を破壊する実力を持たないという意味合いで、小規模——必ずしも事業の小規模という形式的な大小でなくして、自由競争秩序を破壊する実力を持たないという意味で小規模なものは、いわゆるルール・オブ・リジョンと申しますか、條理の法則でもつて本法の対象外にすべきものであると存じます。従つて二條の關係についてのわれ／＼の考えをいたしましては、人格化されないもの、一個の行為主体として成熟するに至らない結合状態、それから当該取引分野における自由競争秩序を破壊する実力を持たないという意味での規模小なる事業者団体は、この法律の対象から除外すべきであると存じます。

第二には行為形態の問題でございますが、従来は団体行為あるいは結合状態の行為の様相を三分類して、本法の規制上これを許容し得るもの、禁止するもの及びその中間的なものとわけておりましたが、許容活動の範囲というものがきわめて具体的、限定的それから断言的でありましたために、禁止

行為に抵触しないように思われる事項であつても、許容活動に提示されていらない限りには、にわかにこれを行うことができないようになつておりまして、団体としては活動能力について弾力性を持つことができませんでしただけ、また行為の実質面についてその可否を検討する余地もほとんどなかつたのでございますが、今回の改正によつて団体の行為は許容活動、禁止行為の二分類になつた。しかも許容活動については、これは政府原案によりましては、委員会の案によりましては例示がされましたので、禁止行為に抵触しない限りは、いかなる活動も無制限に自由に行うことができるということになつたので、この点については第四條の改正として非常に適切なものと存じ、賛成でございます。

第四條關係はこれでおしまいでございますが、次に第五條關係の列挙された禁止行為について申し上げますと、元来これらの行為といふものは、いづれも競争制限をしようとする際にとられる手段でございます。従つて従来のように手段の形態面を描写すると申しますか、手段の形だけを描写する表現を使いますと、行為の実質を捕捉するのに非常に困難になるものであります。政府の原案によりまして、この点については目ぼしい修正がなされておらないのでございます。委員会の案によりまして、ところ／＼に不当とかあるいは競争を制限しとか、あるいは競争に対する影響が薄いかいという語句が挿入されて、適宜に修正されておりますので、こういう委員会の案によりましては、自由競争秩序に対する侵害手段である限りの禁止であるということが

非常に明瞭になりますので、ぜひともこれは実質面を検討することのできるような、適当な形容詞あるいは副詞句を挿入していただきたいと存じます。五條について多少詳しく申し上げますと、委員会の改正案の第一項、これは見様によりまして、競争に対する影響が軽微である場合は、事業者団体といへどもカルテル協定の当事者となり、あるいはこれに参加することができるようになるわけでございます。従つてたとい現在の法律によつても、すなわち競争に対する影響の度合いということとを問はずに、もしカルテルのあつてであるならば、影響の大小にかかわらずさしつかえないものというふうになるわけでございますが、しかし三の第四号においては、団体の対価統制といたうことを無制限に禁止しております。そうすると、価格カルテルについて見ますと、一方であつてを許しておるかのごとくあつて、片方では統制を禁止するという形によつてそのあつてを認める効果といふものを薄くしてしまふおそれがあるというか、そこに一つの混乱が生ずるやうに存じますので、もし委員会の改正案のようにするのでありますれば、あつてと統制とは本質的にどう違うか、それから協定に参加するといふことと統制とはどう違うか、あるいは協定の当事者になるといふことと統制といふことはどう違うのかということが、実質的にあるいは形式的に明瞭になるやうに御修正になるのが適當ではないかと存じます。

それから委員会の方から送付を受けました「本改正によつて得られる効果」というプリントを拜見いたしますと、その第八號機能活動の制限というところの五條の八號の解説でございますが、公序良俗に奉仕するため、あるいは取引上の弊害を除去するため、あるいは行為は不当な取引制限でない。つまりそういう取引制限は自由競争の制限と無關係であるから、こういう趣旨の活動制限といふものは許容されるのであるといふふうに記載せられておりますが、これは不当にという字が入つて初めてそうなるのであるか、あるいは現在の法律の状態においてもすでにそうであるのか、この点明瞭でないやうに存じます。近く国会に上程されることを予想されております輸出取引法という法律、これは不正な輸出取引を防止するといふことと、特定の組合の輸出業者の協定能力を認めようとするのと、あるいは特定の組合における輸出業者の結合能力といふものがある程度活用しようとする考え方、こういうことを主眼にした法律でございますが、その法律の作文は、現状の法律のままであつても、公序良俗に反せざる限り、あるいは違法の目的であるならば、事業者の団体は構成員の活動を制限することもあり得るのだという観点に立つて作文がされていられるやうに伺つております。しかし大体この独禁法と団体法の中の不当あるいは不正、あるいは公共の利益といふことの三つの言葉は、ニュアンスを持つた言葉でございます。言葉は、いわゆる公共の利益といふ言葉を解釈するにあたつては、一般的な経済社会の利益あるいは経済社会の利益に資するといふような意味といふよりは、むしろ自由競争秩序の維持といふことが、その概念の大半を占めていられるやうに伺つておりますし、また不

当とか不正とかいふ言葉も、いわゆる社会通念としての理非曲直あるいは善悪判断といふものではなくて、カルテル・トラストの維持形成に關係する手段を表現いたします際に、つくるまゝ言葉のやうに伺つております。しかしこれらはいずれにしても反トラスト法上非常に重要な概念なのでございまして、法の改正を非常にいい機会にいたしまして、これらの点を明瞭にするやうに、あるいはそういう解釈を權威づけようとして、さらに徹底努力していただきたいと存するわけでございます。

この団体法の改正につきまして私の考へはそれだけで盡きるのでございしますが、独禁法あるいは反トラスト法が市場の公益として守りますところの、いわゆる公正自由な競争秩序の維持といふこと、これはもとより非常に肝要なことではございませうけれども、自由競争秩序といふもの、経済社会あつての自由競争なのでございまして、従つて国民経済の存立自体、あるいはその国民経済の経済的な運行を確保する必要がある場合、たとえば経済恐慌を回避する必要がある場合、あるいは必要に迫られる場合、あるいは内外公私のカルテルに対処するために必要である場合、そういうような自由競争秩序の維持といふものとは次元を異にする公益と申しますか、経済上の必要と申しますか、そういう場合には緊急避難と申しますか、正当防衛と申しますか、そういう自然の法規に従つて、事業者間の協定能力あるいは事業者団体の統制能力といふものを認むべきものと存じます。将来は適當の時期

において、この観点から団体法といわず、反トラスト法全般にわたつて改正が行われることを特に希望いたします。この点につきましては、先ほどちよつと申し上げました輸出取引法が審議されておる最中に、輸出組合というものに對して生産者が加入したいという希望が非常に強いのでございまして、戦前の貿易組合法によつてつくられた組合と異なりまして、今度の輸出取引法によつて設立を認められようとするその輸出組合は、いわゆる中間法人ではなくして純然たる私法人である。従つてそれは純然たる輸出業者の団体であるにもかかわらず、生産者が生産者の立場のまま入りたいたいという希望するゆえんのものは何であるかと言へば、この法律によつて三つの場合を特定してはございまして、事業者間の協定能力というものが認められておる、従つてその協定能力をエンジョイする——と言つて非常に濫弊があります、その協定能力を濫用的にも活用することができるといふふうに誤解されて、その加入の必要があるというところで非常に議論が盛んなのでございまして、このことはいかに現在独占禁止法あるいは事業者団体法の公益擁護といふことが必要であるという認識の上に立つても、先ほど申し上げたように経済恐慌を回避する場合、あるいはいははたしき資本の浪費を防ぐ場合、あるいはいはカウンタ・カルテルの必要、そういう場合には、やはり事業者間の協定能力といふものが、ひとり輸出業者といわず国内の生産者あるいは消費者にとつても必要であるといふことを、明確に物語つておるものと存じますので、しかるべき機会に本委

員会においてもお取上げになられんことを切に希望する次第でございまして。○前田委員長 それでは小杉参考人に對する質疑を許します。
○風早委員 いろいろと各條文について御意見が出たのでありますが、どうも承つておりますと抽象的、形式的な御意見で、私どもとして實際承りたいのは、こういう実情であるからこの点がまずいという具体的なお話がまずいという望んでおられるのです。実は非常に望んでおられるのです。そうではないと、たとえば對価統制がいとか悪いとか言ひましても、どういふわけで對価統制を必要だとされるのか、それらの根拠が具体的に何とつきりしないのです。そういう意味でひとつ私のお尋ねすることに對して具体的に教へて願ひたいと思つております。
第五條の禁止條項の第十七ですが、「不当に立法又は政府の政策に影響を與ふる」と。こゝういふ一見何でもないような條項がありますが、これは今回の改正でもそのまま存置せられております。不当にということはいくらに解釈せられ、だれがこれを判断するかというところによつて非常に違ひますが、たとへば今業界でおそらく望んでおられると思ひますことの大きな一つは、通商の自由であると思ひます。こゝにあなたの方は、そちらの方に非常に関係のある団体でありまして、中ソなら中ソ、こゝういふ團體ともやはり自由に交流したい、これが自分たちの利益である、こゝういふことをおそろく考へておられると思つております。そういう場合にそれに役立つためにいかに活動せられる。もちろん情報もそのために収集しあるいは宣伝もやる。そして政府にもいかにとやかく言う。

またたとへば國際經濟會議というふうなものが開かれるときに、何はさておいてもそこへ出かけるというふうなことをしようとするれば、これはおそろく不当に政府の立法または政策に、現實に影響を與へるということになるかもしれません。しかしこゝういふふうなことはむしろ事業者団体としては當然の義務でなければならぬと思ひます。その点で、こゝういふことをするのがむしろ役割である、しかしこゝういふことはできない、こゝういふことについてあなた方はどういふふうな一体お考えになつておられるのか、これをひとつ伺ひたいのです。そう申しますのは、大體事業者団体法あるいは独禁法、こゝういふものの本来の趣旨は、對内的にいゝゆる独占財閥といふものを抑制しようといふのがその一つであつたと思ひます。しかし實際問題としてしましては戦後ずつと見てみますと、その結果国内ではこゝういふ強固なカルテルその他がばらばらになつてしまつた、國際的に見ますと、結局外國の独占資本が日本に入り、またこれにいろいろな支配をするのに非常に有利な体制であつた、その地ならしであつたとも反面には見られるわけですが、現にあなたの方の關係としては、最近インドその他の外國の進出が目立つておられますが、特に今まではアメリカ關係の外國の進出——これは銀行の方でもそうでしょうが、とにかくこゝういふものが相當日本の大きな資本家に対して影響を與へておられるし、ないか、こゝういふ観点からまた見直してみれば、この事業者団体法あるいはその改正にしましても、どれだけの徹底しているか、こゝういふ点に對してはこれが一体保護の役割になつてい

のかどうか、あるいは事業者団体として、こゝういふ点では外國の進出に對して日本の業界を守るために、こゝういふ仕事をしなければならぬか、こゝに削除條項十數箇條ありますが、その中で具体的にこれは困るというふうな問題が出てくるのであるかどうか、こゝういふ観点からひとつ簡單でつづつてから、もう一べん御意見を承りたい。

○小杉参考人 御質問の要旨が三點あつたと存じます。まず第一の對価統制を必要とする事例について簡單に説明しようといふことと、こゝういふが、御承知のように日本の輸出貿易につきまして諸外國の非難といふものはいろいろございまして、まずこれを大きくわけまして二つございまして、商品の形質に關する非難、すなわち品物の質そのものが工業技術的に粗悪であるといふ非難、それから外國の競争、事業者の特許關係あるいは商標、意匠の關係、いゝゆる工業所有權あるいは著作権と申しますか、こゝういふものを侵害するといふ問題、たとへばせんたつて新聞などに出版したロンソンのライター、それとそつくりそのまゝのものをつくつて売るといふ、こゝういふ外國の競争事業者の工業所有權を侵害するといふ問題、これらはいゝゆる商品の形質あるいはデザインについての非難でございまして、この問題とからんで有力な非難は何かと申しますと、日本の輸出貿易におきます価格の問題でございまして、この価格の問題にも、消費者の非難と、輸入業者の非難と、外國の競争工業家の非難と三種類ございまして、外國の消費者の非難は、日本の品物は値段がいかに安い、しかしながら品

物の質が悪いといふことを、金にかえて價格としてあらためて見直すならば、欺瞞的な低價格であるといふ非難を受けております。第二の輸入業者の非難は、日本の商品の價格が安定しないといふこと、非常に激騰、激落するといふこと、何の基準によつて安定するかといふことについてめどがない。たとへばある商品を買へば、あすには一セント下りあつてには二セント下り、かくして一月たつうちに、最初仕入れた値段の半分の値段になる。従つて日本品を扱うことは非常に危険であるといふ問題、それから第三は、これは競争事業者の價格に對する非難でございまして、これは要するに必ずしもダンピングでないかもしれないけれども、日本の生活水準そのものが、歐米の生活水準と違ふことによつて價格が著しく低いといふこと、そのことによつて自國の産業が脅威を受けるといふこと、こゝういふ價格についての三つの意見がございまして、第三の生活水準が異なるがゆゑに、資本家の搾取といふことがなく、單に生活水準の相違によつて著しく價格が低いといふことだけの非難であるならば、日本の輸出業者としては責任を負ふことができない問題、あるいはいは負ふ必要のない問題であつて、それこそ日本の独占禁止法あるいは団体法が大いに擁護しようとするところの自由競争の力でもつて日本の商品が進出するといふやむを得ない現象といふか、日本としては生きんがために必要な方法でございまして、こゝにはあえて自制といふことについて、こゝういふ神經過敏に考える必要のない問題かもしれませんが、第一の問題、第二の問題、諸國の消費者に欺瞞的な

低価格で売りつけるということ、それから激騰、激落があり、常がないゆえに、日本品を扱うことが危険だという観念を抱かせる。こういうこと自体については相当考えなければならぬのであります。しかしながら、それをいふためには、御承知のように日本商品のより、日本の貿易に携わる人たちの資本の蓄積というものが必ずしも大きくはない。そういうことによつてある安定した価格を出すことができない。これにはやはり業者の協定能力というものを認めて、合理的な範囲でもつて、一定の水準の価格で物を輸出することに努めなければならぬというのが一つの事例でございす。それから不当に政府の立法あるいは政策に妨害を興えるということについて、これは主として当該業界の威力、圧力をもつて立法あるいは政策の樹立を左右することを禁じておる條項だと私は存じております。私どもは業界の威圧をもつて国会あるいは政府の行政機関の活動を左右する必要は今のところございせんので、この規定があるがゆえにわれ／＼の活動が妨げられたということは、現実の事例を持つておりません。御質問の中にモスクワの経済会議のお話が出ましたが、われ／＼の關係には必ずしも招請を受けた人もおらなかつたようでございますし、また招請を受けられた方々があつたとしても、その方々は独自の御判断で行動を御決定になつたと思ひます。われ／＼業界全体としてその問題は論議するほどの招請の方法でなかつたために、業界全体の問題としては取上げることはいたしませんでした。ただ問題は、中国その他のマーケット

を今後日本のマーケットとしていかに考えるか。それがためにはいかなるとりつき方をするか、あるいは打開をするか、あるいはそれらの必要な調査をいかに進めるかということが非常に重要な問題でございまして、われ／＼といたしまして、昨年私がバキスタンに参りました節に、香港に参りました。若干の材料を集めて歸りました。第三の外商の問題は御指摘のごとく特に昨年の秋ごろから外商の方々の勢力が伸張して来たように思ひますが、これは必ずしも外国人であるがゆえの利点、あるいは特別な立場を利用しての進出というよりは、むしろ日本の輸出業者あるいは貿易関係の商社の勢力が弱つたがための隙隙を埋めた形なのでございまして、ただわれ／＼が考えなければならぬと思ひますのは、外国の事業者の方々は、日本において必ずしも法定の税を拂つていないという点がありまして、この点についてはわれ／＼は非常に遺憾に存じます。自由競争は大いにけつこうであります。イコール・フッティングに立たなければ何の意味もない。日本の商社のみが税を負担して、外国の事業者は国内において税を負担しない、事実上免れてゐるような状態が長く続くことにおいては、私どもは断固として反対いたしたいと存じまして、通設来主税局長あるいは大阪の国税局長にいろいろ調査その他についてこの建議をしております。ただ問題は、日本の輸出業者といへども、あるいは日本の貿易業者と由に開放している国に向つては、勇敢に進出して行きて、現地の商社の方々と協調して、いろいろ商品の交流

に努めなければなりませんので、それと同様の観点において、日本に來るとる外国の事業者に対して、日本人と同じ立場で、特に外国人であるがゆえの差別待遇をする必要はないと存ずる次第でございす。それから近く成立を予想されます輸出取引法によつて輸出組合ができた節に、外国の方々であつても、この組合に加入したという希望を持たれる方々は自由に入つていただく。そして同様に組合員としての権利と義務を享受していただくたいと存じております。○風早委員 第三の問題は非常に重要なので、おそろく皆さんの方でもこれは検討しておられると思ひます。行政協定の第十二條だと思ひますが、行政協定で米軍の必要という條件がついておりますが、そういうふうにしてしまふことはわけないことだと思ひます。米軍の必要とあれば、向うの御用商人が向うから入れて来る物について、関税並びに国内税も地方税も含めて全部免除されるということにはつきりなつてしまつてゐるわけですね。そういう点がまず前提にあるわけですね。これに對していかにして對抗するか。確かに今のお話のようにこれに對しては主税局ではどうにもならないのです。これはやはり政府に非常な影響を興える一つの圧力が必要なので、あなたはあまりそういう圧力を必要とする実情はないというふうなお話でありました。あなたが、あなたの方の利害關係からいつて、非常に矛盾する前提條件がついておるということに、ぜひ御留意願ひたいと思ひます。

第二の価額の問題ですが、その中でちよつと、はつきりさしていただきたいと思ふ点は、生活水準の相違によつて著しく低価額になるという場合には責任はないのだというお話でありましたが、生活水準の相違といひましても、アメリカ人が一日に五千カロリーとするのに対して、日本人は二千カロリーでよろしいというふうなことはならぬと思ひます。これは別にカリリーだけの問題ではございせん。それを基準とし、さらに全体の生活水準が日本ではあまりに低い。これは端的に言へば、特に繊維關係では低賃金というものが根本にあると思ひます。ですから生活水準の相違と言へます。低賃金にしておいて、生活水準が低いといふことを前提として低価額を合理化されるということになります。これははなはだ問題だと思ひます。そういう点はひとつよくお考え願ひたい。今の賃金額は絶対的に、また國際的に總体的にもあまりに問題にならない。そのために今日賃金に關して争議その他のトラブルが起つてゐるわけですね。難題の方では非常に年少の婦人労働者が多いのでありまして、十分な労働者側からの抵抗は、あるいは他の産業に比べて少い実情にあると思ひます。それでも最近では全體維といふような総評系の組合にしてからが、相当動き始めてゐる。この根底はやはり低賃金にあるのじやないかと考えるわけでありまして、こういう点はひとつ十分にお考え願ひたい。ただ生活水準が低いから、そこから低価額が来るのであつて、責任は負えないといふいうことでは、ほんとうの解決にはならないのではないかと考えるわけでありまして、価額の問題をさうい

観点からお考えになつてゐるとすると、これははなはだ問題ではないかというところは私は申し上げたいのです。いづれにしても日本国内の關係のほかに外国との關係があつて、日本の業界は弱い、資本力も弱いといへばそれまでありますが、それを強く盛り立てて行くといふことを、われ／＼としても十分に考慮してゐるわけなのであります。そういう点から考えた場合に、これらのいたづらなる制限が、かえつて外国の独占資本を利用するといふことになつては困るといふ点で具体的に御指摘を願ひたかつたわけですね。特に今御指摘がなければそれでけつこうであります。もしあれば念のため伺つておきたい。○小杉参事人 もう少し何か実例はないかというお話ですが、その点については私は心当りありません。なお先ほど申しました生活水準が違ふということの意味は、御指摘のような趣旨は私よく承知いたしますが、欧米的な生活と日本的な生活とが違ふことによつて生じて来る、あるいは風俗習慣が違ふことによつて来る賃金の相違は、いかんともなしがたいというところは、英國の議會で労働者の議員がすでに認識して、その認識の上に立つての発言がございまして、それを要約して申し上げたわけでありまして、まさにその通りで、英國労働者の議員が御指摘になつておるうちに、欧米人の生活の仕方と日本人の生活の仕方が違ふことによつて来る價額の差といふものは、いかんともなしがたいといふことを向うの方自身が認識しておられるわけなので、これは日本の何千年來の伝統といひますか、そういうものの力でござい

ますから、われ／＼商売人あるいは商
売人の団体の力だけではどうにもなら
ないという意味でございますので、ち
よつと敷衍させていただきたいと思ひ
ます。

○前田委員長 他に御質疑はございま
せんか。——他に御質疑がなければ参
考人よりの意見聴取はこれにて終了し
ました。参考人各位におかれまし
ては種々貴重な御意見を述べていただ
き、委員会の今後の審査に多大の参考
になるものと存する次第であります。
委員会を代表いたしまして委員長より
厚く御礼申し上げます。

本日はこの程度といたし、次会は来
る二十日午前十時より開会いたし、国
土総合開発法の一部を改正する法律案
について修正、討論、採決に入りたい
と思ひますから、さよう御了承願ひた
いと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会